

各区長・回覧担当者様へ

各区長・回覧担当者様におかれましては、日頃から警察業務への御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

ここ10月から11月にかけて、富岡地区において、

- ・ 「道路工事で迷惑をおかけします」という入り口から、高額な屋根瓦の修繕契約を目的とする悪質業者
- ・ 「不要な物はありませんか」との話から、「ほかにいらぬネックレスはありますか」などと貴金属を買い叩く悪質業者

が、出回っているようです。

被害に遭わないよう広報チラシを作成しましたので、誠に恐れ入りますが、各区における回覧の対応をお願い致します。

裾野警察署富岡駐在所 本間政博
055-997-1011
(裾野署055-995-0110)

駐在所速報

令和4年11月21日
 裾野警察署富岡駐在所
 055-997-1011
 発行責任者：本間 政博

悪質な訪問販売業者に注意！

富岡地区では、
 ・突然家を訪れ、「屋根瓦が壊れている、ずれているので修理が必要」と言い、高額な修理代金の支払いを求める
 ・「何か知らない衣類や食器などはありませんか、買い取ります」とのやり口で、最終的に「ほかに指輪やネックレスなどはないか」と貴金属を買い叩く
 などの悪質な手口を使う訪問業者が出回っています！
 皆様もお気を付けください！



皆様が被害に遭わないために…

訪問販売等は、**特定商取引に関する法律**により規制されています！

1 まずは、身分の確認をしましょう！

訪問業者には、勧誘の前に客に対し
 事業者の名称や氏名、販売する商品やサービス等の種類等を告げる義務があります。
 ネームプレートや名刺などを確認して、必ず身分を確認してください！

2 相手の説明をよく確認しましょう！

悪質な業者は、親切な態度と巧みな話術で次々と話を進めていきます。
 契約や商品の内容など、しっかりと分かるまで話の内容を確認してください！
 困ったら、1人で悩まず、家族や知人、警察に相談しましょう。

3 断る場合は、キッパリと！

相手の勧誘に対して「嫌だな」「困ったな」と感じたら、キッパリと断りましょう。
 曖昧な態度を取ると、悪質な業者は皆様の良心につけ込んできます。

4 対応に困った場合は、警察へ連絡！

断っても家から出ていかない、契約をしつこく迫ってくる場合などは、相手に対して「警察へ通報します」と言ってもらって構いません。緊急の場合は110番！



誤って契約してしまっても、

法定書面（氏名や商品、代金等が記載された契約書など）を受け取った日から8日以内

であれば、書面により申込みの撤回等を行う（クーリングオフ）ことができます！